

平成20年度 食品リサイクル推進環境大臣賞 募集要領

環境省ではこのたび、「食品リサイクル推進環境大臣賞」の平成20年度分の募集を開始いたします。

本表彰制度は、食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を広く公募し、その奨励・普及を図ることにより、循環型社会の形成を促進することを目的としています。

多数の事業者、NPO、市民団体及び地方公共団体等の皆様の御応募をお待ちしております。

環 境 省

平成20年度 食品リサイクル推進環境大臣賞 募集要領

1. 目 的

本制度は、食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とします。

2. 募集対象

募集の対象は、食品リサイクルに関係する食品関連事業者、再生事業者、再生品の利用者、NPO、市民団体及び地方自治体等の者が行う取組で、食品リサイクル法にのっとり食品リサイクルの推進、循環型社会の形成に貢献している活動とします。

本年は、以下の部門別に募集します。

なお、複数部門にまたがる取組の場合は、主たる取組の部門に応募願います。

また、全く部門が異なる取組の場合は、複数の部門への応募も可能とします。

【部 門】

- 1 発生抑制部門
- 2 リサイクルループ部門
- 3 再生利用部門

3. 応募方法

(1) 応募希望者は、「別紙1応募様式」による応募書に、必要事項を記入の上、正本1部と参考資料を同封して、7.に記載された応募先まで送付してください。応募は、自薦、自治体推薦、又は3R活動推進フォーラムの推薦とします。

なお、自薦以外の推薦書の様式は自由とします。

* 応募先への持参、メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。

(2) 正本に付帯する参考資料は、応募書への記入内容を補足するものであり、提出は必須ではありません。

* 提出された応募書類は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

(3) 募集期間は次のとおりです。

平成20年12月5日(金)～平成21年1月16日(金)

4. 審 査

- (1) 学識経験者等からなる5名程度の委員から構成する「審査委員会」において、別紙2に掲げる「審査基準」に基づき、先進性・独自性、経済性、継続性・持続性、波及性・普及性、発生抑制・再生利用の効率性の面から審査を行い、以下の賞について総合的に審査して選定します。

最優秀賞：各部門の中で最も優れたもののうちから1件

優 秀 賞：最優秀賞に次ぐもので各部門から1件

奨 励 賞：各部門の応募状況を勘案し、原則3件

- (2) 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。

審査の結果は、各賞が決定した後すみやかに応募代表者に文書で通知します。

- (3) 審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申立については一切お受けできませんので、御留意ください。

5. 環境大臣賞の授与・広報

環境大臣賞の授与式は、平成21年2月下旬に開催する予定です。受賞事例については、ホームページ等を通じて広く周知します。

また、受賞事例及び優良事例を事例集にまとめ、普及啓発に努めます。

なお、最優秀賞受賞者には、「平成20年度食品リサイクル推進大臣賞標章」の使用権を付与します。

6. 個人情報の取扱いについて

応募書等に記載された個人情報は、本表彰の実施に関連する用途以外には使用いたしません。

7. 応募先

応募書の提出先は、応募者がお住まいの所在地（都道府県）を担当する以下の環境省地方環境事務所まで、郵送または宅配便で送付してください。（宛名の横に「平成20年度食品リサイクル推進環境大臣賞」応募とお書きください。

（北海道にお住まいの方）

北海道地方環境事務所

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3F

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県にお住まいの方）

東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県にお住まいの方）

関東地方環境事務所

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F

（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県にお住まいの方）

中部地方環境事務所

〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県にお住まいの方）

近畿地方環境事務所

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングッズmart（OMM）ビル8F

（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県にお住まいの方）

中国四国地方環境事務所

〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1F

(徳島県、香川県、愛媛県、高知県にお住まいの方)

中国四国地方環境事務所 高松事務所

〒760-0023 高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6F

(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県にお住まいの方)

九州地方環境事務所

〒862-0913 熊本市尾ノ上 1-6-22

8. 問い合わせ先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

担当：松浦、小池

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-5501-3153 FAX：03-3593-8262

(財) 日本環境衛生センター

担当：村岡

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6

TEL：044-288-4818 FAX：044-288-4952

別紙1 応募様式

平成20年度食品リサイクル推進環境大臣賞 応募書

平成 年 月 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 御中

(応募者名)

(代表者 役職・氏名)

印

1. 取組の名称

--

2. 推薦の区分

- ・自薦 ・自治体推薦 ・3R活動推進フォーラム推薦

(いずれかの推薦区分を○で囲んでください)

3. 部門の区分

- 1 発生抑制部門 2 リサイクルループ部門 3 再生利用部門

(いずれかの推薦区分を○で囲んでください)

4. 応募者連絡先

事業所名		
住所		(〒 -)
担当者	ふりがな	
	氏名	
	所属部署	
	電話	
	ファクシミリ	
	E-mail	

5. 連名での応募を希望する場合は4.に記載した応募者以外に応募者名を記入

応募者名	代表者名	連絡先（電話）

6. 取組の概要等

取組の概要	<p>※1 取組等をはじめた経緯、現在の取組に関する目標、特徴、その効果等を記入してください。</p> <p>※2 取組の特徴と効果については、食品循環資源等の発生抑制の観点に留意して記入してください。</p> <p>(例：本取組は、〇〇の点が特徴であり、食品循環資源等の発生抑制対策として、具体的には□□、◎◎といった効果を上げている。等)</p> <p>※3 複数の取組にまたがる場合には、主たる取組の部門を中心に取組の内容、効果等を記入してください。</p> <p>(例：本取組では、A及びBの取組を行っているが、主たる取組であるAの内容は◇◇である。具体的には△△等の高い効果を上げている。等)</p> <p>※ A4版 1枚以内とする。</p>
本環境大臣賞の受賞歴	※ 過去に本環境大臣賞の受賞歴がありましたら、その受賞年度、受賞名をご記入ください。

7. 取組のアピールポイント

取組のアピールポイントを、以下の各項目についてご記入ください。各項目の審査基準については、「別紙2 審査基準」をご参照ください。

先進性・独自性	※ 当該部門に関する取組として、他の取組には見られない先進的な特徴や独自の工夫等について記入してください。
経済性	※ 取組がもたらす経済的メリットや、事業の収支向上・改善、費用の抑制、削減の工夫について記入してください。
継続性・持続性	※ 取組が継続・持続しうるための措置や工夫について記入してください。 ※ 取組の開始時期、活動年数など継続性がわかる内容を記入してください。
波及性・普及性	※ 他の事業者や市民団体、地方公共団体への波及状況について、その具体的内容等を記入してください。また、消費者や子供等に対して、食べ物を大切にすることや、再生利用等への参加等への影響について記入してください。
発生抑制・再生利用の効率性	※ 発生抑制、再生利用量の増加、再生利用率の上昇といった効果、化石燃料削減効果について記入してください。

※ A4版 1枚以内とする。

8. 添付資料

本応募書以外に参考となる資料があれば添付してください。

例：取組がわかる資料（計画資料、消費者向け資料、取組写真、環境報告書、取組説明資料、新聞・雑誌・地域情報誌等における報道記事等）

※A4版 最大10枚以内とする。

別紙2 審査基準

平成20年度食品リサイクル推進環境大臣賞

以下の項目ごとに評価し、総合的に評価の高いものを優れた取組として環境大臣賞の候補対象とします。

先進性・独自性	各部門に関する取組として、他の取組には見られない特徴や先進性、独自性の高い取組といえるか。
経済性	取組に経済的メリットや、事業の収支向上・改善、費用の抑制、削減の工夫があるか。
継続性・持続性	取組が継続・持続しうるための措置や工夫があるか。取組の継続実績は十分か。
波及性・普及性	他の事業者や市民団体、地方公共団体へ波及する可能性があるか。消費者や子供等に対して、食べ物を大切にすることや、再生利用等への参加を促す効果があるか。
発生抑制・再生利用の効率性	発生抑制の削減、再生利用量の増加、再生利用率の上昇等の効果が出ているか、化石燃料削減効果が出ているか。